

労働安全衛生法の改正について

目次

- 1 労働安全衛生法令等の改正内容等
- 2 改正労働安全衛生法令等の詳細

郡山労働基準監督署 安全衛生課
産業安全専門官 皆川 将延

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

1 労働安全衛生法令等の改正内容等

主な労働安全衛生法令の改正の概要

	概要	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)	令和12年 (2030)
1	【全ての業種で運送業者や下請事業場に仕事を請け負わせる場合】 ●注文者等の配慮を明確化					令和7年5月14日施行		
2	【熱中症の恐れがある場合】 ●熱中症の初期対応措置について義務化 ○「職場における熱中症防止のためのガイドライン」					令和7年6月1日施行		
3	【高齢労働者が従事している場合】 ●高齢労働者の労働災害防止の推進 ○「高齢者の労働災害防止のための指針」					令和8年4月1日施行		
4	【全ての業種の場合】 ●治療と就業の両立支援の推進					令和8年4月1日施行		
5	【産業医の辞任等があった場合】 ●産業医の辞任等の報告義務化							令和8年8月1日施行
6	【自らが管理する場所で請負関係にある運送業者や他の作業者が混在する場合】 ●作業場所管理事業者の連絡調整を義務化							令和9年4月1日施行
7	【定期健康診断、雇入れ健康診断、特定業務従事者健康診断等を実施する場合】 ●血清クレアチニン検査の実施義務化							令和9年4月1日施行
8	【50人未満の事業場の場合】 ●50人未満の事業場もストレスチェック実施義務化							令和10年4月1日施行

1 労働安全衛生法令等の改正内容等

	概要	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)	令和12年 (2030)
9	【化学物質を製造する、使用する場合】 ●SDS対象物質、リスクアセスメント実施対象物質、濃度基準値設定物質等を順次追加します	令和6年4月1日施行						
10	【SDS対象物質を製造する場合】 ●SDSについて成分名に営業秘密情報が含まれている場合、有害性が低い場合に、代替化学名等の通知が可能に	令和8年4月1日施行						
11	【金属アーク溶接作業を行う、作業環境管理専門家に個人サンプリング測定が必要と判断された場合等】 ●個人サンプリング測定は有資格者が行わなければなりません	令和8年10月1日施行						
12	【SDS対象物質を製造する場合】 ●SDSの通知事項に変更があった場合の譲渡者等に対する通知を義務化	令和12年4月1日施行						
13	【エックス線作業主任者・ガンマ線透過写真撮影作業主任者を選任している場合】 ●エックス線作業主任者・ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務が拡大します	令和8年4月1日施行						
14	【エックス線装置、ガンマ線照射装置を取り扱う場合】 ●透過写真撮影業務以外のエックス線装置（ボックス型は除く）に関して特別教育が必要になります	令和8年4月1日施行						
15	【10kV以上の工業用のエックス線装置等を設置する場合】 ●10kV以上の工業用のエックス線装置に警報装置、安全装置の設置を義務化	令和9年10月1日施行						

1 労働安全衛生法令等の改正内容等

	概要	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)	令和12年 (2030)
16	【建築物、工作物等を解体・改修する場合】 ●建築物、工作物の解体、改修などの工事において、実施しなければならない石綿の有無の事前調査について、有資格者が実施しなければなりません	令和8年1月1日施行						
17	【一人親方、事業主、警備員、運送業者等が労働者と同じ場所で作業をする場合】 ●労働者と同じ場所で作業する作業従事者に対して、危険有害作業、危険箇所について保護措置を義務化（危険有害作業は令和5年施行）	令和7年4月1日施行						
18	【一人親方、事業主に請け負わせて混在して作業を行う場合】 ●個人事業者等も（特定）元方事業者の混在作業の連絡調整等の対象に追加	令和8年4月1日施行						
19	【個人事業者・中小事業主（役員含む）が現場で負傷した場合】 ●個人事業者等の業務上災害についての報告制度を創設	令和9年1月1日施行						
20	【個人事業者・中小事業主（役員含む）が労働者と同じ場所で作業を行う場合】 ●個人事業者等が労働者と同じ場所で作業を行うときに、使用機械の安全措置・定期自主検査の実施、特別教育の義務化	令和9年4月1日施行						

2 改正労働安全衛生法令等の詳細



1 注文者等の配慮を明確化（R7.5.14施行）

建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならないこととしました。（安衛法第3条第3項関係）

【ポイント】

- 「その他の仕事」と明記されました。（趣旨は今までと変更はありませんが誤解のないように明記）
- 注文者が配慮しなければならない事項に、「作業方法」、「納期」を追加しました。
- 配慮しなければならない事項を具体的に以下のとおり通達（令和7年5月14日付け基発0514第1号）で示しました。

- ①作業場所
- ②作業方法
- ③作業に使用する機械・設備等
- ④作業に使用する原材料等
- ⑤作業時間帯等を指定する場合には、当該指定が「安全で衛生的な作業の遂行」に影響を及ぼすことがあることから、指定内容に応じ、安全衛生上、留意すべき情報等を明示する 等

※指定内容によって安全衛生上必要となる教育・研修の受講や機械等の検査等に要した費用についても、当該費用のうち、当該教育・研修や検査の有効期間を受注した仕事に要する期間で按分した金額を安全衛生経費として計上するなどの配慮が必要です。

※注文内容の変更に伴って、教育・研修や機械等の検査等が新たに必要となるような場合については、これに要する費用については、注文者が負担することが適当であるため、請負金に当該費用を追加するなどの配慮が必要です。

国土交通省のホームページに発注者、元請等に向けて安全衛生経費を確保するよう説明するためのリーフレットを掲載しています。



2 改正労働安全衛生法令等の詳細

2 熱中症の初期対応措置について義務化（R7.6.1施行）

対象作業を行わせる時には、あらかじめ、熱中症の初期対応のための措置①～③を実施しなければなりません。

対象作業

WBGT値28度以上又は気温31度以上 の環境下で

連続1時間以上又は1日4時間を超えて
実施が見込まれる作業

【ポイント】

- 熱中症での重症化を防止するために、義務化された措置を確実に実施してください。
- 策定予定の熱中症防止のためのガイドラインに基づいて、熱中症を予防する措置を実施してください。

措置内容

①発見体制の整備

- 報告先を決める、職場巡視、バディ制、ウェアラブルデバイスの使用等をする

熱中症発生時（疑いを含む）の報告先

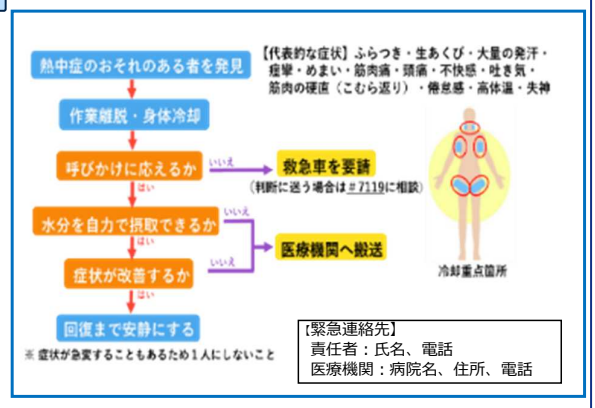
責任者〇〇〇〇（電話〇〇-〇〇〇〇）
代理 〇〇〇〇（電話〇〇-〇〇〇〇）



ウェアラブルデバイスの例

②実施手順の作成

- 熱中症疑いのある作業者を発見した時の実施手順をあらかじめ作成する



実施手順の例

③関係者への周知

- ①、②の内容を作業場所の見える位置に掲示、朝礼やメールで伝達等、関係者に周知する



※ 安全掲示板に掲示する際は、必ず「熱中症」の文字を大きく表示してください。また、熱中症の発生防止のために、作業現場に十分な水分を確保し、作業中定期的に水分を摂取することを促すようにしてください。

2 改正労働安全衛生法令等の詳細

2 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」

「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づいて、熱中症を予防してください。

特に、福島県立医科大学の各務先生の資料「熱中症予防：最新エビデンスに基づく実践ポイント」のとおり、以下を実施してください。

◎ブレーキングの実施（ブレーキングとは、作業前に深部体温を下げて熱中症を予防すること）

- ・アイスラリーを摂取
- ・冷水（水道水等）で冷やす

◎のどが渇くと感じる前に、時間を決めて水分塩分を摂取する（特に空調服は脱水に注意）

【ポイント】

- 1 熱中症での重症化を防止するために、義務化された措置を確実に実施してください。
- 2 職場における熱中症防止のためのガイドラインに基づいて、熱中症を予防する措置を実施してください。

ブレーキングの方法例1

アイスラリー※を飲む

※アイスラリーとは液体に微細な氷の粒が混じったもので、氷等を加工して作成することも可能ですし、市販されています。

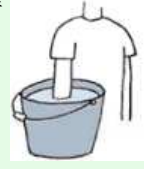


日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」より

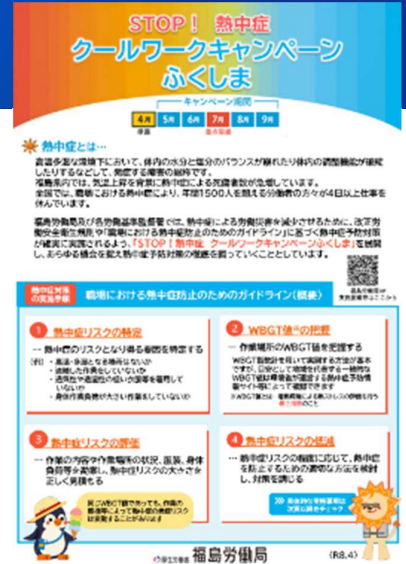
ブレーキングの方法例2

冷水（水道水等）で冷やす

- ①バケツや桶等に10℃～15℃の冷水（水道水くらいの温度）を入れる。
- ②約10～15分間、手、足を冷水の中に入れる。



日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」より



2 改正労働安全衛生法令等の詳細

3 高齢労働者の労働災害防止の推進（R8.4.1施行）

高齢労働者の労働災害の防止を図るため、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となり、その措置について「高齢者の労働災害防止のための指針」（令和8年2月10日付け高齢者の労働災害防止のための指針公示第1号）を示しました。



安全衛生管理体制の確立

- ・経営トップ自らが安全衛生方針を表明して、担当者（組織）を選任し、労使で話し合う機会（安全衛生委員会等）を設けましょう

危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高齢労働者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、リスクアセスメントを実施しましょう

※リスクアセスメントの実施が難しい場合には、「エイジアクシオン100」のチェックリストを活用しましょう

優先順位をつけてリスク低減措置を実施

- ・リスクの高いものから順に優先順位をつけて年間計画等を作成して、右の①～④のリスク低減措置を実施しましょう
- ・リスク低減措置は、高齢労働者の特性を考慮し、作業環境管理、作業管理、健康管理を意識して検討しましょう

【ポイント】

- 1 中小規模事業場を対象とした「エイジフレンドリー補助金」制度では、専門家によるリスクアセスメントに要する経費、リスクアセスメントを実施して、リスク低減措置を講じるための経費、高齢労働者の熱中症予防のための経費について補助の対象としていますので活用してください。
- 2 中央労働災害防止協会では「中小規模事業場安全衛生サポート事業」として、労働者数が概ね100人未満の製造業、第3次産業、鉱業及び農業の業種で、労災保険適用の事業場を対象として、無料で安全衛生専門家のサポートが受けられる事業を実施していますので活用してください。

【リスク低減措置】

- ①職場環境の改善
- ②健康や体力の状況の把握
- ③健康や体力の状況に応じた対応
- ④安全衛生教育

【リスク低減措置内容の検討順位】

- A 危険な作業の廃止・変更等の措置
- I 手すり設置、段差解消等の工学的対策
- U マニュアル整備等の管理的対策
- E 身体負担を軽減する個人用装備の使用

2 改正労働安全衛生法令等の詳細

4 治療と就業の両立支援の推進 (R8.4.1 施行)

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」の改正により、事業主は労働者の治療と就業との両立を支援するよう努めなければなりません。

また、治療と就業の両立支援指針（令和8年2月10日付け令和8年厚生労働省告示第28号）を定めましたので、指針に基づいて両立支援を推進してください。



【ポイント】

- 1 厚生労働省インターネットサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」を参照してください。
- 2 「独立行政法人労働者健康安全機構福島産業保健総合支援センター」では、無料で、治療と仕事の両立支援に関する個別訪問や相談対応を実施していますので活用してください。



独立行政法人労働者健康安全機構福島産業保健総合支援センター ホームページ

2 改正労働安全衛生法令等の詳細

5 産業医の辞任等の報告義務化 (R8.8.1 施行)

労働者50人以上の事業場は産業医を選任しなければなりません。選任した産業医が辞任等した場合には、電子にて報告しなければなりません。

別の産業医の選任に伴って解任する場合には、従前の選任報告で報告していただいて構いません。

6 作業場所管理事業者の連絡調整を義務化 (R9.4.1 施行)

以下の【条件1】と【条件2】の両方を満たす場合には、作業場所を管理する事業者は、災害防止のために、作業間の連絡調整を行わなければなりません。（どちらかみの条件しか満たさない場合でも、実施することが求められます）

【条件1】

以下①と②の作業従事者が混在して作業を行う

- ① 場所を管理する事業者の作業従事者
- ② 請負関係にある事業者や個人事業者の作業従事者

【条件2】

- ①と②の作業従事者のどちらかが以下の作業（周囲に危害を及ぼす作業）を行う
- 作業主任者の選任が必要な作業
 - 安衛法令で作業指揮者を定める必要のある作業
 - 貨物自動車の荷の搬入・搬出の業務
 - クレーン、フォークリフト等の定期自主検査、検査後の補修等の業務

労働者数50人以上の事業場の皆様へ 産業医による労働者の健康管理等を徹底しましょう

1 産業医の選任・各種報告を適切に行っていますか？

- 労働者数50人以上の事業場では、労働安全衛生法に基づき、産業医を選任することが義務付けられています。
- 産業医を選任した場合や、産業医の辞任等があった場合には、所轄労働基準監督署長に報告することが義務付けられています。

Q 産業医を選任したとき等に労働基準監督署長に報告していますか？

- 労働者数50人以上の事業場では、産業医を選任したとき、または産業医の辞任等があったときは、遅滞なく、電子申請により、所轄労働基準監督署長に報告する必要があります。
- ※1 産業医の辞任、解任または選任を要します。ただし、辞任後が1年未満に選任された産業医の辞任等は、電子申請は不要ですが、所轄労働基準監督署長に報告する必要があります。
- ※2 辞任後が1年以上経過した場合は、電子申請が可能です。この場合、辞任後1年以内の辞任等の報告を併せて報告してください。報告義務は不要です。

➢ 電子申請は「e-GOV電子申請」のほか、「労働安全衛生法関係の届出・申請等専用印刷に係る入力支援サービス」から申請可能です。

Q 産業医の辞任等があったあと、産業医を選任していますか？

- 労働者数50人以上の事業場では、産業医を選任することが必要です。
- 選任していた産業医の辞任等があったときは、当該日から14日以内に新たに産業医を選任する必要があります。
- 産業医が辞任したとき又は産業医を解任したときは、遅滞なくその旨・その理由を衛生委員会又は安全衛生委員会（衛生委員会等）に報告しなければなりません。

Q 定期健康診断結果報告に産業医の氏名を記載していますか？

- 労働者数50人以上の事業場では、定期健康診断を実施したときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告を所轄労働基準監督署に提出する必要があります。
- 定期健康診断結果報告に産業医の氏名を記載する必要があります。

お問い合わせ先 労働者による労働者の連絡調整のための事業者間の連絡調整窓口

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 (2025.4)

2 改正労働安全衛生法令等の詳細

7 血清クレアチニン検査の実施義務化（R9.4.1施行）

雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、海外派遣労働者の健康診断に血清クレアチニン検査（血液検査）を追加します。

医師が必要でないと認めた場合には省略することが出来ますが、他の省略できる項目と同様、医師の判断が必要です。

なお、併せて、喀痰検査の削除、肝機能検査の酵素名の変更（例えば「 γ -GTP」→「 γ -GT」に変更等）を行います。

8 50人未満の事業場もストレスチェック実施義務化（R10.4.1施行）

50人未満の事業場について、現在はストレスチェックの実施を努力義務としていましたが、令和10年4月1からは義務化されます。

※当初、施行日は別途としていましたが、令和10年4月1日に施行することが決まりました

【ポイント】

ストレスチェックの実施方法やどこに依頼するかを事前に確認しておいて、令和10年から実施出来るようにしてください。



11

2 改正労働安全衛生法令等の詳細

9 SDS対象物質、リスクアセスメント実施対象物質、濃度基準値設定物質等を順次追加します（R6.4.1施行）

SDS対象物質、リスクアセスメント実施対象物質、濃度基準値設定物質等を順次追加していますので、追加物質を確認してください。

令和9年4月1日、令和10年4月1日に追加される物質は既に公表されています。

10 SDSについて成分名に営業秘密情報が含まれている場合、有害性が低い場合に、代替化学名等の通知が可能に（R8.4.1施行）

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名での通知が認められることとなりました。

なお代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。



12

2 改正労働安全衛生法令等の詳細

11 個人サンプリング測定は有資格者が行わなければなりません（R8.10.1施行）

金属アーク溶接作業を行う場合、作業環境測定を実施して管理Ⅲとなり作業環境管理専門家に個人サンプリング測定が必要と判断された場合、化学物質のリスクアセスメントを実施して個人サンプリング測定が必要と判断した場合等で、個人サンプリング測定を行う時には有資格者が行わなければなりません。

12 SDSの通知事項に変更があった場合の譲渡者等に対する通知を義務化（R12.4.1施行）

現在、SDS対象物質を製造している事業場は、SDSに変更があった時には、譲渡者等に対して通知するよう努めなければならないですが、令和12年4月1日からは、通知を罰則付きの義務とします。

13

2 改正労働安全衛生法令等の詳細

13 エックス線作業主任者・ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務が拡大します（R8.4.1施行）

エックス線作業主任者・ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務に以下の事項が追加されます。

- 自動警報装置の異常時に、その装置の使用を止めさせるなどの必要な措置
- 放射線業務従事者の被ばくをできるだけ少なくするように作業の方法を定めて、作業の指揮をする
- 安全装置の点検、異常時の必要な措置を講じる（R9.10.1）

【エックス線作業主任者】
医療用又は波高値による定格管電圧が千キロボルト以上のエックス線を発生させる装置の使用等
【ガンマ線透過写真撮影作業主任者】
ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の作業

14 透過写真撮影業務以外のエックス線装置（ボックス型は除く）に関して特別教育が必要になります（R8.4.1施行）

エックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務を行う時は、特別教育が必要になります。（改正前は透過写真を撮影する業務に限っていましたが、改正後は、写真撮影業務以外の場合についても特別教育が必要になります。）

ただし、装置の内部にのみ管理区域が存在し、かつ、エックス線またはガンマ線の照射中に労働者の身体の一部または一部がその内部に入ることのないように遮へいされた構造を備えた装置（いわゆるボックス型の装置）を使用する業務は対象に含まれません。

15 10kV以上の工業用のエックス線装置に警報装置、安全装置の設置を義務化（R9.10.1施行）

10kV以上の工業用のエックス線装置には、自動警報装置、インターロックや安全ロックキー、リミットスイッチ連動の照射停止装置のような安全装置の設置が義務化されます。（改正前は、150kV超の場合に規定されていましたが、改正後は10kV以上から設置が必要です）

14



2 改正労働安全衛生法令等の詳細

1.6 石綿の有無の事前調査について、有資格者が実施しなければなりません（R8.1.1施行）

- 原則、すべての解体・改修工事を行う場合には、工事施工箇所に石綿が含有しているか事前調査を行わなければなりません。
- 事前調査を実施した工事のうち、床面積80m²以上の解体、請負金税込100万円以上の改修工事等対象工事の場合は、あらかじめ監督署に事前調査結果を報告しなければなりません。
- 事前調査について、建築物、工作物は有資格者が行わなければなりません。

【ポイント】

- 1 電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、事前調査を行う必要があります。
- 2 平成18年9月1日以降に新築された建築物の解体等の場合、新築の着工日を文書で確認する方法で事前調査を行って構いません。
- 3 事前調査結果の報告は、石綿の有無に関係ありません。

～事前調査に関するフロー図～

建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る）の解体、改修（封じ込め又は囲い込みを含む）の作業を行う場合

※床面積、請負金額、着工日に関係なく、解体・改修工事をする場合には、原則、事前調査を行わなければなりません。

石綿に係る事前調査を実施

報告対象工事の場合

事前調査結果を報告

※石綿の有無に関係なく、報告対象工事の場合は報告しなければなりません。

報告対象外の場合

事業場で事前調査結果を3年保存

※事前調査結果の一部を現場に掲示しなければなりません
 ※石綿含有、含有とみなす場合、事前調査結果を現場に備え付けなければなりません

2 改正労働安全衛生法令等の詳細

厚生労働省ホームページ
「個人事業者等の安全衛生対策について」



1.7 作業従事者（一人親方、事業主、警備員、運送業者等）に対して、保護措置を義務化（R7.4.1施行）

	令和5年4月1日施行 一人親方等、同じ場所で作業する労働者以外の者に対して、一定の保護措置を義務化（危険有害作業）	令和7年4月1日施行 一人親方等、同じ場所で作業する労働者以外の者に対して、一定の危険性に対処する保護措置を義務化（危険箇所）
対象作業	労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている危険有害作業を行う場合に対象となります。 ・労働安全衛生規則 ・有機溶剤中毒予防規則 ・鉛中毒予防規則 ・四アルキル鉛中毒予防規則 ・特定化学物質障害予防規則 ・高気圧作業安全衛生規則 ・電離放射線障害防止規則 ・酸素欠乏症等防止規則 ・粉じん障害防止規則 ・石綿障害予防規則 ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則	労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）する危険箇所での作業を行う場合に対象となります。 ・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則
実施事項	下請事業者、一人親方（個人事業者）、資材搬入業者、警備員等にも健康障害を防止するための措置を実施しなければなりません。 ・一人親方、下請事業者に局所排気装置等の設備の使用 ・特定の作業方法が義務付けられている作業について作業方法の周知 ・保護具使用の周知 ・立入禁止、喫煙・飲食禁止、事故時の退避措置等	下請事業者、一人親方（個人事業者）、資材搬入業者、警備員等にも必要な措置を実施しなければなりません。 ・車両系荷役運搬機械、車両系建設機械、解体用機械等の接触防止（立入禁止）等の措置 ・クレーン作業等で悪天候時の作業禁止措置等
措置義務者	発注者の場合を除いて、請負契約の相手方に対して、保護措置を実施しなければなりません。なお、作業の全部を請け負わせるときは、発注者となり、措置義務の対象とはなりません。	

2 改正労働安全衛生法令等の詳細

18 個人事業者等も（特定）元方事業者の混在作業の連絡調整等の対象に追加（R8.4.1施行）

（特定）元方事業者は、「全ての関係請負人」が参加する協議組織を設置し、作業間の連絡調整や巡視、法律に違反しないよう指導しなければなりません。また、「全ての関係請負人」に個人事業者等も追加しました。

19 個人事業者・中小事業主（役員含む）等の業務上災害についての報告制度を創設（R9.1.1施行）

個人事業主、中小事業の事業主（役員含む）が、別の事業場の労働者と同じ場所で作業を行っている時に、休業4日以上
の死傷をした場合、労働基準監督署に報告しなければなりません。

報告制度の詳細につきましては、今後示される予定です。

20 個人事業者・中小事業主（役員含む）等の使用機械の安全措置・定期自主検査の実施、特別教育の義務化（R9.4.1施行）

個人事業主、中小事業の事業主（役員含む）が別の事業場の労働者と同じ場所で作業を行う場合には、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械等の定期自主検査の実施、③特別教育の受講を義務付けます。